

# NPO 法人日本住宅性能検査協会 登録マンション管理士 倫理要綱

2009年1月  
日本住宅性能検査協会  
マンション管理支援室

NPO 法人日本住宅性能検査協会（以下「当協会」という。）は、知識・経験不足のために不当な不利益を被っている住宅需要者を専門的立場から支援することを第一の目的とし、客観的な立場から公正・公平な評価を行う第三者機関として設立された。

今日、我が国における都市型住宅においてマンションが重要な役割を担うようになり、マンションの居住環境及び建物の維持管理の推進を図る上で、マンション管理士がその専門家としての職務を遂行するにあたり、高い倫理性が求められている。

このため、当協会では倫理要綱を定め、当協会に登録をするマンション管理士に、倫理要綱を遵守し、その使命、社会的地位及び職責を自覚して、つねに中立・公正を心掛けた上で、依頼者及び地域住民の期待と信頼に応えることを求めるものである。

## 1. 信義誠実の義務

当協会の登録を受けたマンション管理士は、マンション管理士の業務を行うに当たり、信義を重んじ誠実を旨として業務を遂行しなければならない。

## 2. 法令等の遵守

当協会の登録を受けたマンション管理士は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」その他の法令等を遵守しなければならない。

## 3. 背任行為の禁止

当協会の登録を受けたマンション管理士は、マンション管理組合等の利益に反した行為によって自己の利益を図り又は第三者の利益を図るなど、その任務に背く行為をしてはならない。

## 4. 信用失墜行為の禁止

当協会の登録を受けたマンション管理士は、マンション管理士としていかなる場合でも品位を保持し、他のマンション管理士その他業務に携わる者の社会的信用を傷つける行為をしてはならない。

## 5. 秘密保持義務

当協会の登録を受けたマンション管理士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。マンション管理士又は当協会の登録を受けた者でなくなった後においても、同様とする。

## 6. 自己研鑽の義務

当協会の登録を受けたマンション管理士は、日々研鑽して法令及びマンション管理の実務等の専門的知識の習得に努め、マンションの実情を考慮して、公正・誠実に業務を行わなければならない。

以上